

○研究者等の報酬に関する規則

(平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 13 号)

改正 平成 26 年 10 月 31 日平成 26 年規則第 161 号 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 86 号
平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 58 号 平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 34 号
平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 31 号 平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 40 号

(目的)

第 1 条 この規則は、基礎研究及びその他の各事業に従事する研究者等の就業に関する規則(平成 15 年規則第 61 号)(以下「就業規則」という。)第 19 条に基づく研究者等の報酬(以下「報酬」という。)について定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この規則は、就業規則第 1 条に定める者(ただし、研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラムの実施に関する規則(平成 21 年規則第 13 号)第 13 条及び第 20 条第 2 項並びに研究成果展開事業 地域産学バリュープログラムの実施に関する規則(平成 27 年規則第 9 号)第 3 条に定めるマッチングプランナーを除く。以下同じ。)のうち、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)と直接雇用契約を締結している者(以下「研究者等」という。)に適用する。

(給与区分)

第 3 条 研究者等の報酬は、年俸及び通勤手当とする。

- 2 年俸は、期末手当、住居手当、扶養手当等の諸手当及び退職金相当分を含む。
- 3 年俸は、別表 1 から 5 に基づき、総括責任者等の判断を勘案し、研究者等の職種、能力、実績及び前歴等に応じた年俸を適用する。
- 4 通勤手当は、職員給与規程(平成 15 年規程第 8 号)第 27 条第 1 項各号に定める通勤のために交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする者に支給する。
- 5 前項に掲げる通勤手当の額は、別に定める基準により支給する。

(配偶者同行休業をする研究者等の給与等)

第 4 条 配偶者同行休業者に対する配偶者同行休業期間中の報酬は、支給しない。

- 2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の報酬の取扱については、配偶者同行休業に関する細則(平成 26 年細則第 31 号)に定めるところによる。

(報酬の支給方法等)

第 5 条 研究者等の報酬の支給方法等については、任期制職員給与規則(平成 24 年規則第 12 号)の規定を準用する。

(その他)

第 6 条 個人の能力・実績及び前歴等の特別な事情により、この規則によることが適当でないと思われる場合には、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 3 項の適用にあたって、機構は、総括責任者等が判断を円滑に行えるよう適切に協力を行うものとする。

附 則(平成 26 年 10 月 31 日平成 26 年規則第 161 号)
この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 86 号)
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 58 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 34 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 31 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 40 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

R 表(研究員)

平成 31 年 4 月 1 日適用

単位：円

号俸	年俸額	月額
R-1	3,634,800	302,900
R-2	3,810,000	317,500
R-3	3,985,200	332,100
R-4	4,159,200	346,600
R-5	4,334,400	361,200
R-6	4,507,200	375,600
R-7	4,680,000	390,000
R-8	4,850,400	404,200
R-9	5,022,000	418,500
R-10	5,193,600	432,800
R-11	5,362,800	446,900
R-12	5,533,200	461,100
R-13	5,702,400	475,200
R-14	5,868,000	489,000
R-15	6,032,400	502,700
R-16	6,198,000	516,500
R-17	6,362,400	530,200

R-18	6,525,600	543,800
R-19	6,690,000	557,500
R-20	6,855,600	571,300
R-21	7,018,800	584,900
R-22	7,183,200	598,600
R-23	7,347,600	612,300
R-24	7,509,600	625,800
R-25	7,674,000	639,500
R-26	7,837,200	653,100
R-27	7,999,200	666,600
R-28	8,161,200	680,100
R-29	8,322,000	693,500
R-30	8,481,600	706,800
R-31	8,640,000	720,000
R-32	8,793,600	732,800
R-33	8,946,000	745,500
R-34	9,099,600	758,300
R-35	9,253,200	771,100
R-36	9,405,600	783,800
R-37	9,559,200	796,600
R-38	9,710,400	809,200
R-39	9,859,200	821,600
R-40	10,009,200	834,100
R-41	10,159,200	846,600
R-42	10,308,000	859,000
R-43	10,459,200	871,600
R-44	10,608,000	884,000
R-45	10,758,000	896,500
R-46	10,908,000	909,000
R-47	11,055,600	921,300
R-48	11,204,400	933,700
R-49	11,353,200	946,100
R-50	11,500,800	958,400
R-51	11,649,600	970,800
R-52	11,797,200	983,100
R-53	11,946,000	995,500
R-54	12,084,000	1,007,000
R-55	12,222,000	1,018,500
R-56	12,361,200	1,030,100
R-57	12,499,200	1,041,600
R-58	12,637,200	1,053,100
R-59	12,775,200	1,064,600

R-60	12,914,400	1,076,200
------	------------	-----------

備考

1. 博士号を取得後に採用された研究員の年俸額は、R-6号を基準とする。
2. 大学卒後に採用された研究員の年俸額は、R-1号を基準とする。

別表2

T表(技術員)

平成31年4月1日適用

単位：円

号俸	年俸額	月額
T-1	2,881,200	240,100
T-2	2,986,800	248,900
T-3	3,091,200	257,600
T-4	3,196,800	266,400
T-5	3,302,400	275,200
T-6	3,405,600	283,800
T-7	3,510,000	292,500
T-8	3,612,000	301,000
T-9	3,714,000	309,500
T-10	3,814,800	317,900
T-11	3,915,600	326,300
T-12	4,016,400	334,700
T-13	4,116,000	343,000
T-14	4,218,000	351,500
T-15	4,318,800	359,900
T-16	4,419,600	368,300
T-17	4,520,400	376,700
T-18	4,621,200	385,100
T-19	4,723,200	393,600
T-20	4,824,000	402,000
T-21	4,924,800	410,400
T-22	5,023,200	418,600
T-23	5,122,800	426,900
T-24	5,222,400	435,200
T-25	5,322,000	443,500
T-26	5,421,600	451,800
T-27	5,521,200	460,100
T-28	5,620,800	468,400
T-29	5,720,400	476,700
T-30	5,818,800	484,900
T-31	5,919,600	493,300

T-32	6,018,000	501,500
T-33	6,116,400	509,700
T-34	6,214,800	517,900
T-35	6,313,200	526,100
T-36	6,411,600	534,300
T-37	6,508,800	542,400
T-38	6,608,400	550,700
T-39	6,705,600	558,800
T-40	6,804,000	567,000
T-41	6,902,400	575,200
T-42	7,000,800	583,400
T-43	7,099,200	591,600
T-44	7,197,600	599,800
T-45	7,296,000	608,000
T-46	7,392,000	616,000
T-47	7,489,200	624,100
T-48	7,586,400	632,200
T-49	7,683,600	640,300
T-50	7,780,800	648,400
T-51	7,876,800	656,400
T-52	7,974,000	664,500
T-53	8,071,200	672,600
T-54	8,166,000	680,500
T-55	8,260,800	688,400
T-56	8,354,400	696,200
T-57	8,448,000	704,000
T-58	8,542,800	711,900
T-59	8,636,400	719,700

備考

1. この表は、研究に必要な技術的業務(研究機器等の運転・操作、実験・測定、加工・設計及び放射性同位元素の取扱等)に従事する技術員について適用する。
2. 大学卒後に採用された技術員の年俸額は、T-7号を基準とする。

別表3

S表(研究補助員)

平成31年4月1日適用

単位：円

号俸	年俸額	月額
S-1	2,754,000	229,500
S-2	2,846,400	237,200
S-3	2,940,000	245,000

S-4	3,034,800	252,900
S-5	3,127,200	260,600
S-6	3,218,400	268,200
S-7	3,309,600	275,800
S-8	3,399,600	283,300
S-9	3,490,800	290,900
S-10	3,580,800	298,400
S-11	3,670,800	305,900
S-12	3,762,000	313,500
S-13	3,853,200	321,100
S-14	3,944,400	328,700
S-15	4,034,400	336,200
S-16	4,123,200	343,600
S-17	4,213,200	351,100
S-18	4,302,000	358,500
S-19	4,390,800	365,900
S-20	4,482,000	373,500
S-21	4,572,000	381,000
S-22	4,663,200	388,600
S-23	4,753,200	396,100
S-24	4,843,200	403,600
S-25	4,934,400	411,200
S-26	5,008,800	417,400
S-27	5,083,200	423,600
S-28	5,157,600	429,800
S-29	5,232,000	436,000

備考

1. この表は、研究補助員について適用する。(ただし別表Tを適用される者を除く。)
2. 大学卒後に採用された研究補助員の年俸額は、S-3号を基準とする。

別表4

C表(事務員)

平成31年4月1日適用

単位：円

号俸	年俸額	月額
C-1	2,754,000	229,500
C-2	2,846,400	237,200
C-3	2,940,000	245,000
C-4	3,034,800	252,900
C-5	3,127,200	260,600
C-6	3,218,400	268,200

C-7	3,264,000	272,000
C-8	3,309,600	275,800
C-9	3,354,000	279,500
C-10	3,399,600	283,300
C-11	3,444,000	287,000
C-12	3,490,800	290,900
C-13	3,536,400	294,700
C-14	3,580,800	298,400
C-15	3,626,400	302,200
C-16	3,670,800	305,900
C-17	3,717,600	309,800
C-18	3,762,000	313,500
C-19	3,807,600	317,300
C-20	3,853,200	321,100
C-21	3,897,600	324,800
C-22	3,944,400	328,700
C-23	3,988,800	332,400
C-24	4,034,400	336,200
C-25	4,078,800	339,900
C-26	4,123,200	343,600
C-27	4,167,600	347,300
C-28	4,213,200	351,100
C-29	4,243,200	353,600
C-30	4,272,000	356,000
C-31	4,302,000	358,500
C-32	4,332,000	361,000
C-33	4,360,800	363,400
C-34	4,390,800	365,900
C-35	4,422,000	368,500
C-36	4,452,000	371,000
C-37	4,482,000	373,500
C-38	4,504,800	375,400
C-39	4,527,600	377,300
C-40	4,549,200	379,100

備考

1. この表は、事務員(アルバイト及びパートタイマーの者を除く。)について適用する。
2. 大学卒後に採用された事務員の年俸額は、C-3号を基準とする。

別表5

事務参事・技術参事

平成 31 年 4 月 1 日適用

単位：円

	年俸額	月額
事務参事	6,097,200	508,100
技術参事	7,609,200	634,100